

ぼうけんって  
ワクワク  
するね！

えひめ・おおいた小学生相互交流事業  
**えひめなんよ 冒険の旅**  
2025

**7/26(土) → 7/27(日)**

**さあ冒険へ  
出かけよう!!**

愛媛県西予（さいよ）市／宇和島市の1泊2日の大冒険

✓ 友達もできる！

✓ 海で楽しいこといっぱい！



西予市

**シーカワック体験**

どこまでも透明で美しい海を、思い  
切り楽しもう！



西予市

**民泊体験**

地域の方や友達と積極的に関わり、  
「生きる力」を育もう！



宇和島市

**みかん鯛養殖体験**

愛媛のブランド鯛「みかん鯛」を見  
て、聞いて、開発の秘密を探ろう！

**対象者**

**5,6年生**

一人で宿泊などができる方  
※保護者の参加不可

**参加費 10,000 円**  
**定員 40 名**

※定員を超えた場合、抽選により参加者を決定します。

●対象地域はこちら



**大分県**

大分市・別府市・佐伯市・臼杵市  
津久見市・竹田市・豊後大野市  
由布市・日出町



**愛媛県**

宇和島市・八幡浜市・大洲市  
西予市・伊方町・松野町  
鬼北町・愛南町



<企画・監修> えひめ・おおいた交流事業実行委員会



詳細は  
裏面へ

# 開催概要

## ■開催日時

令和7年7月26日①～7月27日② ※1泊2日

## ■定員

40名（愛媛県側20名・大分県側20名）

※最小催行人数20名

## ■集合場所

愛媛県側：西予市商工会本所

大分県側：臼杵港

## ■宿泊先

愛媛県西予市明浜町狩江地域の民家

## ■参加費

お一人 10,000円

※宿泊代、フェリー代、移動に係る費用、食事代、体験代、保険料を含む。ショッピングに係る費用は参加者負担となります。

## ■申込方法

①下のQRコードを読みこみ、申し込みフォームにアクセス

②必要事項を記入し、申し込みください

## ■申込期限

令和7年6月30日（月）

※定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定します

## 参加申し込みフォームはこちら▶

※添乗員と看護師が同行します。

※ツアーの様子は各市町の広報誌やホームページの他、えひめ・おおいた交流事業実行委員会が行う他の交流事業の中でもご紹介します。また、メディアからの取材も受けられます。



# スケジュール

## ■1日目（7月26日）

8時 臼杵港に集合（大分県側参加者）

8時50分 フェリーで出航

11時10分 八幡浜港に到着（大分県側参加者）

11時30分 西予市商工会本所に集合（愛媛県側参加者）

12時20分 オリエンテーション・昼食  
（狩江地域づくり活動センター）

13時50分 シーカヤック体験

17時 民泊体験

※受入民家ではお客様としてではなく、家族の一員として一緒に料理や家事の体験をします。

※民泊体験について、参加者4～5名で宿泊します。

※当日の行程や交通状況により時間が前後する可能性があります。

## ■2日目（7月27日）

8時30分 民家さんとのお別れ式

9時10分 宇和島城見学

10時30分 みかん飼養殖体験（宇和島市 中田水産）

12時40分 ゆるりあん（卯之町駅前 複合施設）で  
昼食・ショッピング

13時50分 お別れ式

14時30分 西予市商工会本所で解散（愛媛県側参加者）

15時35分 フェリーで出航

18時 臼杵港で解散（大分県側参加者）

# お問い合わせ先・旅行条件

お問い合わせ  
お申し込み先

（一社）西予市観光物産協会

旅行業登録：愛媛県知事登録旅行業第2-216号  
愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目297番地

☎0894-62-3843（文化の里休憩所）

※受付時間 9時～16時30分

※月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）

✉seiyō-travel@seiyō-kankou.or.jp

## お申込のご案内（旅行条件・抜粋）

### 1. 旅行のお申込みと契約の成立について

お申込みの場合、当協会所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。（2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。）

※申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

### 2. 旅行代金のお支払いについて

旅行代金は、当協会が定める期日までに、当協会指定の方法によりお支払いいただきます。

### 3. 旅行契約内容及び旅行代金の変更について

当協会は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。

### 4. お客様による旅行契約の解除について

お申し込み後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合は、お一人につき次の取消料をお支払いいただきます。

- ・旅行開始当日・・・旅行代金の50%
- ・旅行開始後の解除又は無連絡参加・・・旅行代金の100%

### 5. 当協会による旅行契約の解除について

次の場合、当協会は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）

- ・旅行代金を期日までに支払いただけないとき。
- ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

### 6. 当協会の責任について

当協会は当協会又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

### 7. お客様の責任について

お客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当協会又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### 8. 特別補償について

当協会はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金を支払います。

### 9. 旅程保証について

当協会は、旅行業約款の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。

### 10. 個人情報の取扱いについて

当協会は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込んだ旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

### 11. その他

ご参加いただいたお客様には、アンケートにご回答いただきます。ツアーの様子は各市町の広報誌やホームページの他、えひめ・おおいた交流事業実行委員会が行う他の交流事業の中でもご紹介します。また、メディアからの取材も受けられます。